

米政公告第1号

公告

旧米原庁舎跡地の公有地の売却について、公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和6年7月30日

米原市長 平尾道雄

1 事業名

旧米原庁舎跡地利活用事業

2 事業用地

物件所在地	面積(㎡)	基準価格(円)
米原市下多良三丁目1番1、2番、3番、3番3、4番1、4番2、5番	10,313.48	331,000,000

3 参加資格等

(1) 参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす、法人または複数の法人で構成されるグループとし、個人での応募は認めない。

- ① 募集要項等を示す要件に従って、土地譲渡契約を締結する当事者となる者。なお、特別目的会社（SPC）の設立を予定する場合は、当該特別目的会社に出資を行う者とする。
- ② 次に掲げる要件を全て満たし、本事業に提案する計画内容の土地の所有や施設整備、事業運営に必要な資力および信用等を有する者であること。
 - (ア) 直近の決算期末において債務超過（自己資本金額がマイナス）でないこと。
 - (イ) 経常損益について直近の決算を含み3期連続のマイナスでないこと。

(2) 欠格事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の（ア）から（オ）までのいずれかの要件に該当する者
 - (ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申

立てがなされている者

(イ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ウ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(エ) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

(オ) 銀行取引停止処分がなされている者

③ 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の（ア）から（カ）までのいずれにも該当する者

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(エ) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

(オ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 上記（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

④ 国税または地方税の滞納処分の執行がされている者

⑤ 旧米原庁舎跡地利活用事業プロポーザル審査委員会の委員と資本面（発行済み株式総数の 100 分の 25 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 25 を超える出資をしていること。）および人事面（代表者または役員が代表者または役員を兼ねていることをいいます。）で関連している法人又はその代表者等

⑥ 上記のほか、公序良俗に反する利用を行う者

4 公募スケジュール

事 項	時 期
募集要項の公表	令和 6 年 7 月 30 日（火）
第 1 回質問受付期間	令和 6 年 7 月 30 日（火）から令和 6 年 8 月 16 日（金）まで
第 1 回質問回答	随時市公式ウェブサイトにて回答
参加表明受付期間	令和 6 年 8 月 26 日（月）から令和 6 年 8 月 30 日（金）まで

参加資格審査 結果通知	令和6年9月18日（水）（予定）
第2回質問受付期間	令和6年9月24日（火）から令和6年11月8日（金）まで
第2回質問回答	随時市公式ウェブサイトにて回答
提案書受付期間	令和6年11月18日（月）から令和6年11月22日（金）まで
プレゼンテーションの 実施	令和6年12月下旬（予定）
優先交渉権者決定	令和7年1月上旬（予定）
基本協定締結	優先交渉権者決定次第速やかに調整
土地譲渡契約 （仮契約）	令和7年1月下旬（予定）

5 その他

詳しくは、旧米原庁舎跡地利活用事業募集要項による。

6 問合せ先

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地

米原市役所(本庁舎) 政策推進部政策推進課 TEL 0749-53-5162(直通)